

「日光市まちづくり基本条例」見直しに関する提案書提出にあたって

日光市まちづくり基本条例は、平成20年4月1日に施行されました。

この条例は、市民・市議会・市が一体となって、日光市のまちづくりを進めていくための市政経営の基本理念や基本原則、仕組みを定めたもので、日光市の最高規範として位置付けられています。

条例第28条においては、施行から4年を越えない期間ごとに、この条例を守り育てるための検討をしなければならないことが規定されています。子どもや孫の代に、日光市がもっと良くなっているよう、その時々々の社会情勢に応じた見直しをしていかなければなりません。

令和元年度には、条例の見直しの検討を進めるため、市内の市民活動団体からの推薦委員で構成された「日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議」が設置されました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議を行うことができませんでしたが、令和3年度に検討が再開されました。

本会議においては、近年クローズアップされている「関係人口」、「民間活力の活用推進」、「感染症対策」などの新たな視点や民法改正による「成年年齢の引き下げ」を中心に、様々な議論を重ねてまいりました。

議論の結果、条例の改正案、解説の変更案について取りまとめましたので、市民の手によって作られたこの条例を守り育てるために、今、必要とされている「まちづくり基本条例への思い」を盛り込みました本提案書を提出いたします。

日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議